

**令和4・5年度 建設関連業務の委託に係る
競争入札参加資格申請（定期申請）の手続き等について（概要）**

令和4・5年度に静岡県が発注する工事に係る測量、調査、設計若しくは監理（「建設関連業務」）の委託に係る競争入札に参加するために必要な資格の申請に関する概要等は以下のとおりです。

なお、**申請方法等の詳細については、11月上旬頃、県ホームページ等で別途お知らせします。また、現在建設関連業務の入札参加資格をお持ちの方には、郵送でお知らせします。**

1 資格申請に必要な要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録を有すること。
- (3) 静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

2 申請方法及び受付期間（予定）

申請は**原則電子申請**によるものとし、事情により電子申請できない場合は、紙申請により申請を行ってください。紙申請は、県庁の窓口を持参して申請を行います。（郵送不可）

(1) 電子申請 令和3年12月8日(水)から12月23日(木)

(2) 紙申請 令和4年1月19日(水)・1月20日(木)

3 総合点数の算出について

認定業種ごとに、次の方法により総合点数の算出を行います。(前回と変更ありません)

(1) 算定項目について

① 業種別年間平均実績高

入札参加資格審査を申請する日の直前の営業年度終了日の直前2年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高をいいます。

② 自己資本額

入札参加資格審査を申請する日の直前の営業年度終了日の決算における自己資本額をいいます。

③ 業種別有資格者数

申請日における業種区分ごとの有資格者(業種区分に応じ、別表3の有資格者の欄に掲げる者をいう。)の数をいいます。

④ 営業年数

申請日までの営業年数をいいます。

(2) 算定方法

① 業種別年間平均実績高の点数は、業種別年間平均実績高の金額に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とします

② 自己資本額の点数は、自己資本額を年間平均実績高(建設関連業務全体の年間平均実績高)で除し、100を乗じて得た数値(別表2において「自己資本額数値」という。)に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とします。

③ 業種別有資格者数の点数は、別表3の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の有資格者の欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値(別表4において「合計数値」という。)に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とします。

④ 営業年数の点数は、営業年数に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とします。

⑤ 総合点数は、次の算式によって計算した値とします。

算式

$$\text{総合点数} = 3 \times A + B + 5 \times C + D$$

この式においてA、B、C及びDは、それぞれ次の値を表します。

A 業種別年間平均実績高(①)による点数

B 自己資本額(②)による点数

C 業種別有資格者数(③)による点数

D 営業年数(④)による点数

別表 1

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

別表 2

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

別表 3

業種区分	有 資 格 者	
測量	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けているものを除く。)
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による1級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則(昭和 25 年建設省令第 38 号)第 17 条の 21 の建築設備士登録を受けている者	建築士法による 2 級建築士の免許を受けている者(1 級建築士の免許を受けている者を除く。)及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第 2 次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、流体工学又は交通・物流機械及び建設機械とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)、情報工学部門若しくは応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)に合格、又は総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法(平成 4 年法律第 51 号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)による第 1 種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)による第 1 種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタント協会の行う RCCM 資格試

	<p>生工学部門及び情報工学部門にあつてはそれぞれいずれかの選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APEC エンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者</p>	<p>験に合格し、登録を受けている者</p>
<p>地質調査業務</p>	<p>技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)若しくは応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格、又は総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者</p>	<p>一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者</p>
<p>補償関係建設コンサルタント業務</p>		<p>不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者、及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者</p>

別表 4

合計数値	点数
110～	30
65～109	25
40～64	20
15～39	15
～14	10

別表 5

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10